

I 埼玉県子どもの権利擁護委員会の概要

1 概要

子供への権利侵害について、子供や保護者からの相談を受け、公平・中立かつ専門的な立場から、子供を救済する第三者機関として条例に基づき設置され、平成14年11月1日から業務を開始した。

2 令和3年度における構成

○ 委員会の委員（3人）

土屋 佳子（委員長、日本社会事業大学専門職大学院非常勤講師）

尾崎 啓子（委員長代理、日本女子大学家政学部通信教育課程児童学科特任教授）

大谷部雅典（弁護士）

○ 調査専門員（4人）

平戸ルリ子（東京家政大学教授）

大竹 智（立正大学教授）

中谷 茂一（聖学院大学教授）

角尾 美奈（学習院女子大学非常勤講師）

○ 電話相談員（7人、1日3人勤務）

○ 事務局職員（2人）

3 救済の対象

原則として18歳未満の子供

4 委員会の業務

電話相談、面接相談、関係機関への調査・調整、関係機関への勧告・要請等

5 電話相談時間・電話番号

毎日 午前10時30分から午後6時まで（祝日及び年末年始を除く）

電話番号 048-822-7007

II 電話相談の状況について

子どもの権利擁護委員会は、平成14年11月から「子どもスマイルネット」の愛称で電話相談を行っている。

令和3年度においては、年末年始（12月29日～1月3日）と祝日を除く毎日、午前10時30分から午後6時までを相談時間とし、電話相談員7人の交代勤務体制で電話相談を受けた。

令和3年度における電話相談の受付件数は3,518件（無言を含む）で、前年度より25件、0.7%減少した。このうち子供本人からの相談件数は460件（全体の13.1%）で、前年度より73件、13.7%減少した。なお、無言を除いた受付件数は3,114件で、前年度より32件減少した。

1 相談内容

相談受付状況を内容別に見て、最も多いのは、子育てに関わるものが1,399件（全体の39.8%）であり、次いで思春期597件（17.0%）、不登校232件（6.6%）であった。

相談内容のうち権利侵害に関わるものとして、いじめ、体罰及び虐待に関する相談では、いじめに関する相談が43件（1.2%）、虐待に関する相談が66件（1.9%）で合わせて109件（3.1%）で、前年度より10件減少した。

子供本人からの相談で最も多いものは、思春期282件（61.3%）で、前年度より12件増加した。次いで、その他54件（11.7%）、交友関係47件（10.2%）であった。

子育てに関わる相談で最も多いものは、家庭環境に関するものが639件（45.7%）で、前年度より38件減少した。次いで、養育不安が343件（24.5%）、子供の性格や行動に関するものが249件（17.8%）であった。

表1-1 主たる相談内容別件数

		いじめ	体罰	虐待	不登校	学校の対応等	交友関係	思春期	子育て	その他	無言	合計
R3	計	43	0	66	232	178	167	597	1,399	432	404	3,518
		1.2%	0%	1.9%	6.6%	5.1%	4.7%	17.0%	39.8%	12.2%	11.5%	100.0%
	子供	21	0	15	18	23	47	282	—	54	—	460
		4.6%	0%	3.3%	3.9%	5.0%	10.2%	61.3%	—	11.7%	—	100.0%
R2	計	64	6	55	179	155	153	531	1,553	450	397	3,543
		1.8%	0.2%	1.6%	5.1%	4.4%	4.3%	15.0%	43.8%	12.7%	11.2%	100.0%
	子供	35	1	14	15	22	51	270	—	125	—	533
		6.6%	0.2%	2.6%	2.8%	4.1%	9.6%	50.7%	—	23.5%	—	100.0%

※ 下段は、計のうち、子供本人からの件数を再掲

※ 「学校の対応等」：学校の不適切な対応への不満など

※ 「思春期」：保健、恋愛、家族関係の悩みなど

※ 「子育て」：家庭環境、養育不安、子供の性格・行動など

※ 「その他」：幼稚園・保育園・放課後児童クラブ・福祉施設関係、進路、非行など

表 1 - 2 「子育て」の内訳

	性格 行動	養育 不安	養護	保健	障害	家庭 環境	その他	合計
R3	249	343	15	65	61	639	27	1,399
	17.8%	24.5%	1.1%	4.6%	4.4%	45.7%	1.9%	100.0%
R2	268	426	10	81	63	677	28	1,553
	17.2%	27.4%	0.64%	5.2%	4.1%	43.6%	1.8%	100.0%

※ 「性格行動」：落ち着きがない、内向的、忘れ物が多いなど

※ 「養育不安」：食事、睡眠、排せつ、しつけなど

※ 「養護」：親の家出・行方不明・死亡・離婚・別居など

※ 「保健」：疾患、成長発達、夜尿、性に関する問題など

※ 「障害」：発達障害、身体障害、知的障害、精神障害など

※ 「家庭環境」：両親の不和、DV、親の対人関係など

※ 「その他」：大人からの問合せなど

表 1 - 3 「その他」(表 1 - 1)の内訳

		幼・保 関係	他教育 関係	施設 関係	児相 関係	非行	進路	その他	合計
R3	計	39	26	5	15	31	60	256	432
	子供	0	1	0	0	2	9	42	54
R2	計	43	17	4	6	27	55	298	450
	子供	0	3	0	0	3	26	93	125

※ 下段は、計のうち、子供本人からの件数を再掲

※ 「幼・保関係」：幼稚園、保育園における職員の不適切な対応等

※ 「他教育関係」：放課後児童クラブ、塾、習い事など、学校以外の教育等関係

※ 「児相関係」：児童相談所に関わること

※ 「その他」：子育て以外に関する大人からの相談等

2 相談者

相談受付状況を相談者別に見ると、最も多いのは母親からの相談 2,261 件（全体の 64.3%）で、前年度より 47 件増加した。次いで子供本人からの相談 460 件（13.1%）で、前年度より 73 件減少した。

父母からの相談件数の合計は 2,376 件（67.5%）で、前年度より 40 件増加した。

子供本人からの相談では、高校生の女子からの相談が 149 件で最も多く、次いで高校生の男子 82 件、小学校高学年の女子 76 件であった。また、性別の割合は、男子が 43.2%（199 件）、女子が 56.8%（261 件）であった。

表 2-1 電話相談の相談者別件数

	子供本人	子供本人以外							無言	合計
		母親	父親	親族	学校	施設	その他	小計		
R3	460	2,261	115	55	0	2	221	2,654	404	3,518
	13.1%	64.3%	3.3%	1.6%	0%	0.1%	6.3%	75.4%	11.5%	100.0%
R2	533	2,214	122	67	2	0	208	2,613	397	3,543
	15.0%	62.5%	3.4%	1.9%	0.1%	0	5.9%	73.8%	11.2%	100.0%

※ 「その他」：知人、隣人、行政、事業者、不明など

表 2-2 子供本人（相談者）の内訳

		幼児	小学校 低学年	小学校 高学年	中学生	高校生	不明	合計
R3	計	0	18	120	91	231	0	460
	男	0	10	44	63	82	0	199
	女	0	8	76	28	149	0	261
R2	計	0	12	124	190	207	0	533
	男	0	6	43	127	125	0	301
	女	0	6	81	63	82	0	232

3 相談対象者

相談の対象となった子供は、権利侵害等（子育て等以外）に関わる相談では、高校生が 438 件（全体の 28.7%）と最も多く、次いで中学生 423 件（27.7%）であった。

子育て等に関わる相談においては、3 歳から 5 歳が 369 件（18.5%）と最も多く、次いで小学校低学年 332 件（16.7%）であった。0 歳から 5 歳については、592 件（29.7%）で、前年度より 151 件減少した。

また、性別で見ると、権利侵害等に関わる相談では女子が男子を、子育て等に関わる相談では男子が女子をそれぞれ上回った。

表 3 - 1 相談対象の子供の内訳
権利侵害等

		就学前	小学校 低学年	小学校 高学年	中学生	高校生	不明・ 無言	合計
R3	計	103	207	341	423	438	16	1,528
		6.7%	13.5%	22.3%	27.7%	28.7%	1.0%	100.0%
	男	54	118	144	255	166	—	737
	女	49	89	197	168	272	—	775
R2	計	98	158	293	478	366	39	1,432
		6.8%	11.0%	20.5%	33.4%	25.6%	2.7%	100.0%
	男	53	102	140	307	204	—	806
	女	45	56	153	171	162	—	587

子育て等

		0 歳	1~2 歳	3~5 歳	小学校 低学年	小学校 高学年	中学生	高校生	不明・ 無言	合計
R3	計	76	147	369	332	191	147	145	583	1,990
		3.8%	7.4%	18.5%	16.7%	9.6%	7.4%	7.3%	29.3%	100.0%
	男	34	93	177	171	85	114	43	—	717
	女	42	54	192	161	106	33	102	—	690
R2	計	95	229	419	339	229	165	91	544	2,111
		4.5%	10.8%	19.8%	16.1%	10.8%	7.8%	4.3%	25.8%	100.0%
	男	60	143	172	195	110	98	52	—	830
	女	35	86	247	144	119	67	39	—	737

4 初回・再度相談件数

初めての相談（初回）は1,370件、以前に相談したことがあるもの（再度）は1,744件で、前年度より初回が153件減少し、再度が121件増加した。

初回・再度の相談ともに最も多い相談は子育て、次いで思春期についてであった。

再度の相談の中には頻繁に相談を寄せるリピーターも含まれていることから、相談者の実数では初回の相談の方が多いと考えられ、新たな悩みを抱えた人からの相談窓口として機能していると考えられる。

なお、再度の相談には30回以上相談を寄せた人が9人おり、相談が最も多かった人は、学校の対応等などについて79回相談を寄せた。

表4-1 初回・再度相談別件数

	初回	再度	小計	不明・無言	合計
R3	1,370	1,744	3,114	404	3,518
	38.9%	49.6%	88.5%	11.5%	100.0%
R2	1,523	1,623	3,146	397	3,543
	43.0%	45.8%	88.8%	11.2%	100.0%

表4-2 初回相談の内訳

		いじめ	体罰	虐待	不登校	学校の対応等	交友関係	思春期	子育て	その他	合計
R3	計	34	0	46	100	65	97	272	512	244	1,370
	子供	17	0	13	10	14	41	126	-	33	254
R2	計	33	6	40	76	81	93	283	655	256	1,523
	子供	13	1	10	8	13	34	161	-	71	311

※ 「その他」：進路、非行、幼稚園・保育園・福祉施設・放課後児童クラブの関係など

表4-3 再度相談の内訳

		いじめ	体罰	虐待	不登校	学校の対応等	交友関係	思春期	子育て	その他	合計
R3	計	9	0	20	132	113	70	325	887	188	1,744
	子供	4	0	2	8	9	6	156	-	21	206
R2	計	31	0	15	103	74	60	248	898	194	1,623
	子供	22	0	4	7	9	17	109	-	54	222

※ 「その他」：進路、非行、幼稚園・保育園・福祉施設・放課後児童クラブの関係など

5 月別受付件数

電話相談の受付件数は、月平均 293 件で、前年度より 3 件減少した。月別に見ると、6 月が 369 件で最も多く、次いで 7 月の 360 件であった。最も少なかった月は 1 月の 206 件で、次いで 2 月の 228 件であった。

また、子供本人からの相談は、月平均 38 件で、前年度より 7 件減少した。月別に見ると、7 月が 78 件で最も多く、次いで 6 月 59 の件であった。最も少なかった月は 1 月の 22 件、次いで 11 月の 26 件であった。

7 月に子供本人からの相談受付件数が多かったのは、夏休み前に県内全ての国立・公立・私立の小学校 4 年生、6 年生及び全中学校の 2 年生の生徒へ子どもスマイルネットの広報カードを配布したことによるものと考えられる。

表 5 電話相談の月別受付件数

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	月平均
R3	計	302	297	369	360	317	311	325	298	266	206	228	239	3,518	293
	子供	45	33	59	78	41	33	30	26	36	22	28	29	460	38.3
R2	計	186	254	300	372	274	342	359	333	260	271	288	304	3,543	296
	子供	23	51	43	80	50	45	41	39	51	41	32	37	533	45

※ 下段は、計のうち、子供本人からの相談件数を再掲

6 曜日別受付件数

相談受付状況を曜日別に見ると、火曜日が 599 件（全体の 17.0%）と最も多く、次いで月曜日 560 件（15.9%）であった。

最も少ないのは日曜日 292 件（8.3%）、次いで土曜日 448 件（12.7%）と、週末の相談件数は、平日と比べて少ない傾向にある。月曜日から金曜日までの平均は 555 件で、前年度より 19 件増加し、土曜日と日曜日の平均は 370 件で、前年度より 61 件減少した。

表 6 電話相談の曜日別受付件数

	月曜	火曜	水曜	木曜	金曜	土曜	日曜	合計
R3	560	599	524	550	545	448	292	3,518
	15.9%	17.0%	14.9%	15.6%	15.5%	12.7%	8.3%	100.0%
R2	517	560	552	537	514	443	420	3,543
	14.6%	15.8%	15.6%	15.2%	14.5%	12.5%	11.9%	100.0%

7 相談時間帯

相談受付状況をおよそ 3 時間ごと（朝のみ 1 時間半）に区切って時間帯別に見ると、夕方（15 時から 18 時）が 1,432 件（全体の 40.7%）と最も多かった。

表 7 電話相談の時間帯別件数

	朝 10:30～12:00	昼 12:00～15:00	夕方 15:00～18:00	合計
R3	947	1,139	1,432	3,518
	26.9%	32.4%	40.7%	100.0%
R2	950	1,148	1,445	3,543
	26.8%	32.4%	40.8%	100.0%

8 相談時間

相談時間の合計は 86,802 分で、前年度より 3,932 分増加した。

また、1 件当たりの平均時間は 27.9 分で、前年度より 1.6 分増加した。

表 8 相談時間

	総相談時間	1 件当たりの時間
R3	86,802 分	27.9 分
R2	82,870 分	26.3 分

※ 無言を除く

Ⅲ 面接相談及び調査・調整活動の状況について

1 新規面接相談の件数・相談者

電話相談を受けたケースでは、電話相談員による助言で相談者が納得したもの、助言を得て自ら問題の解決に努めようとするもの、問題を大きくしたくないため面接相談や調査・調整活動は望まないものなど、電話相談だけで終了しているものがほとんどである。

いじめや体罰、学校の対応への不満など、子供の権利侵害に関わる内容で相談者が希望する場合には、知事から委嘱された調査専門員が面接相談を行っている。

子どもの権利擁護委員会は、調査専門員から面接相談の結果について報告を受けて審議を行い、その審議結果を踏まえ、調査専門員が学校などの関係機関へ調査や調整に入っていくことになる。

令和3年度、相談者が権利侵害に関する調査・調整を希望し、調査専門員が面接相談を実施した新規の事案は5件であった。これを子供の年齢属性で見ると、小学生が4件、中学生が1件であった。性別は、男子3件、女子2件であった。相談者では母親からの相談が5件であった。

表9-1 新規面接相談における対象者

		就学前	小学校 低学年	小学校 高学年	中学生	高校生等	合計
R3	計	0	3	1	1	0	5
	男	0	2	0	1	0	3
	女	0	1	1	0	0	2
R2	計	0	2	1	2	2	7
	男	0	2	1	0	1	4
	女	0	0	0	2	1	3

表9-2 相談者

	子供本人	母親	父親	関係者	合計
R3	0	5	0	0	5
R2	2	3	1	1	7

2 相談内容

新規面接相談 5 件の内容は、すべて学校の対応への不満などの学校関係等であった。新規面接相談の概要及び結果等については、表 11 のとおりである。

また、前年度から継続した事案は 3 件であり、これらの概要及び結果等については表 12 のとおりである。内訳はいじめ 1 件、体罰 1 件、学校の対応への不満など学校関係等が 1 件であった。

表 10 新規面接相談の内容

	いじめ	体罰	虐待	学校関係等	その他	合計
R3	0	0	0	5	0	5
R2	0	2	0	5	0	7

3 面接及び調査・調整活動の状況

子供本人や保護者との面接及び学校など関係機関に対し調査や調整を行う活動は、1 回限りではなく、委員会の審議結果に応じて継続して行われる。面接で把握した事実関係や訴えに基づき関係機関を訪問し、調査・調整を行い、その結果を相談者との面接でフィードバックすることを基本としている。事案にもよるが、こうした過程を何回か繰り返すことが多い。

令和 3 年度の新規面接相談 5 件については、子供や保護者との面接が延べ 13 回、学校など関係機関への訪問等が延べ 13 回行われ、面接を含めた調査・調整活動の合計は延べ 26 回であった。調査・調整活動の回数は 1 事案当たり平均 5.2 回であった。

前年度から継続した 3 件については、令和 3 年度中の面接が 3 回、学校等への訪問が 9 回で、調査・調整活動の合計は延べ 12 回であった。

迅速な解決が望ましいことは言うまでもないが、事案によっては改善状況を一定期間フォローアップしていくなど、相談者、特に対象である子供の意思を確認しながら丁寧に対応することを基本とし、調査・調整活動を行った。

表 11 令和 3 年度新規面接相談等の状況

(令和 4 年 3 月 31 日現在)

No	対象の子供	相談者	種別	主訴	結果等	審議回数	面接回数	調査調整回数
1	小学生(女)	母親	学校関係	本児と同級生のトラブル等から一方的に在学期限を告げられ、その後学校側の発言ニュアンスが変わった。学校の真意と何を話し合いたいのか確認してほしい。	本児・母親と面談し本児の気持ちを確認したところ、「学校が好きで通い続けたい」であった。学校を訪問し状況を確認したところ、学校を辞めるよう勧めたことが確認できた。当該発言は撤回されるとともに、生徒個々の特性を見極めた組織的な対応について専門的な助言を受ける姿勢も示された。相談者に今後学校と綿密に話し合うことを勧め、本児・母親の意思を確認して終結とした。 【終結】	3	2	1
2	小学生(男)	母親	学校関係	担任の不適切な発言で本児は不信感と恐怖心が強くなり、登校できなくなった。現状を改善してほしい。	本児・母親と面談し本児の気持ちを確認したところ、担任と会いたくない気持ちが大きかった。学校を訪問し状況を確認したところ、本児・母親からの聞き取り内容とほぼ一致しており、学校側も支援員を配置するなど改善に向けた取組を開始していた。本児は新学期から登校できるようになったが、まだ心細い気持ちが残ることから新年度以降もしばらく様子を見ることとした。 【継続】	6	5	4
3	中学生(男)	母親	学校関係	学校での指導が本児を犯人扱いして学校に行けなくなった。間違った対応があったことを他の先生が知って認識を改めてほしい。	本児・両親と面談し本児の気持ちを確認したところ、本児の要望を学校が履行したという証拠を求めている。学校を訪問し状況を確認したところ、手続き上一定の配慮をしているとのことだった。その後、面談及び学校訪問を交互に行った結果、両親と学校の面談が実現した。最終的には相談者の意向を尊重し終結とした。 【終結】	6	3	5
4	小学生(男)	母親	学校関係	担任の言葉遣いや対応に不満や恐怖を抱くようになった。信頼関係がなくなったので改善してほしい。	本児・母親と面談し本児の気持ちを確認したところ、言葉遣いや生徒の見守りなどについて具体的な要望があった。学校を訪問し状況を確認したところ、本児を理解した上で組織として対応していることがわかった。その後、両親と学校のやり取りを含め様子を見続けた結果、学校側の対応により当初の主訴が解決したことから本児・両親の意思を確認して終結とした。 【終結】	4	2	1

No	対象の子供	相談者	種別	主訴	結果等	審議回数	面接回数	調査調整回数
5	小学生(女)	母親	学校関係	担任の不適切な対応で不信感が増し不登校状態になったので改善してほしい。	本児・母親と面談し本児の気持ちを確認したところ、これまでの学校側の対応に強い不満と怒りを有していた。学校を訪問し状況を確認したところ、配慮が不足した点は認め謝罪していた。引き続き面談及び聞き取りを継続して行っている。 【継続】	1	1	2
計						20	13	13

(回数はいずれも延べ数。以下同じ)

※ 審議回数：審議に及ばない報告の回数は含まない。

面接回数：子供本人・保護者との面接回数。

調査・調整回数：関係機関への訪問など、調査や調整を行った回数。

表 12 前年度からの継続面接相談等の状況

(令和4年3月31日現在)

No	対象の子供	相談者	種別	主訴	結果等	審議回数	面接回数	調査調整回数
1	小学生(女)	母	いじめ	「死ね」などと書かれた手紙が本児のロッカーに入れられ、翌日から学校に行けなくなった。学校は、手紙を書いた子が名乗り出るのを待っているとのことだが、未だに連絡がない。	本児・母親と面談し、本児の希望を確認したところ、「誰が、どんな気持ちでその手紙を書いたのか知りたい。その上で、クラスの皆と仲良くしたい」と言った。そこで、学校を訪問し、本児の気持ちを伝えるとともに状況確認を行った。学校は、手紙を書いた子を特定するのは難しい状況であった。その後、学校が、同級生からの手紙を本児の家に届けたり、図書館登校の体制を整えるなどしたことにより、本児は放課後学校に来ることができるようになった。進級後は徐々に授業に出られるようになったが、クラスメイトとのトラブルなどをきっかけに、再び学校に行けなくなった。学校はできる限りの対応を続けた。本児の体調不良もあり学校に行けない状況もあったが、卒業式には参加することができた。卒業・進学により気持ちを切り替えたことから母親の意思を確認して終結とした。 【終結】	1	0	0
2	高校生(女)	母	体罰	部活動でのいじめやハラスメントなどにより辛い思いをした。学校や関係者の対応に納得がいかない。	本児・母親と面談し本児の希望を確認したところ、「しっかり調べてほしい。ハラスメントしたことを認めてほしい」であった。学校を複数回訪問し状況を確認したところ学校側も関係者への聞き取り等を実施していた。いじめについては全面的に認定され、ハラスメントとともに報告書がまとめられ関係者に対する注意喚起が行われた。最終的には相談者の意向を尊重し終結とした。 【終結】	11	3	8
3	小学生(男)	親族	学校関係	担任による本児へのいじめにより学校へ行けなくなった。安心した学校生活及び子供同士のふれあいを取り戻したい。	本児・母親・親族と面談し本児の希望を確認したところ「学校に行つてひどいことをするのを止めてほしい」であった。学校を訪問し本児の気持ちを伝えるとともに関係者との面談及び状況確認を行った結果、家庭と学校の認識が異なることが分かった。学校側は本児が辛い思いをしたことを理解した。その後、本児の転校が判明し、最終的には相談者の意向を尊重し終結とした。 【終結】	3	0	1
計						15	3	9

※ 審議回数：審議に及ばない報告の回数は含まない。

面接回数：子供本人・保護者との面接回数。

調査・調整回数：関係機関への訪問など、調査や調整を行った回数。

コラム 調査専門員から ひとつこと

児童相談所のイメージ

調査専門員 平戸ルリ子

社会で子どもの養育をめぐる悲惨な虐待事件が発生し、その結果子どもが命を落とすと、マスコミは一斉に、児童相談所は何をしていたのかと、児童相談所に対し辛辣な批判をする。そのせいか、世の中の多くの人たちが、児童相談所のことを、児童虐待（だけ）の対応機関であり、そこに行ったが最後、親は厳しく責められ、親子が分離されるという厳しいイメージを持つようである。また、児童相談所の仕事ぶりが良くないから、子どもが命を落とすというように、その仕事ぶりに対して厳しい評価をする。社会福祉のことをまったく知らない人がこのようなイメージを持ってしまうのは残念であるが、マスコミの状況からは無理もないと思っていたところ、社会福祉を専門に学んでいる学生でさえも、むしろ子どもに関心を持っているような人たちだからこそ、そのように思っていることを最近知った。衝撃であった。そして、これではいけないと強く思った。

言うまでもなく、児童相談所は、児童福祉法に基づいて設置される児童福祉の専門機関である。その業務は相談の受付、調査、判定、措置、家族再統合支援など幅広い。近年は児童虐待を含む養護相談が最も件数が多くなったものの、近年までは障害相談が多数を占めていた。ありとあらゆる児童家庭福祉の専門機関であり、その業務の幅は広い。また対応としては、圧倒的に助言指導が多く、親子分離を伴わないものが多数を占めている。それにも関わらず、マスコミの偏重した報道のために、児童相談所は、世の中から誤解を得ていると言ってもよいだろう。誠に残念でならない。多くの子どもが、子を持つ親たちが、どれだけ児童相談所によって、その命を助けられ、養育を支えられているかわからないのに。

私は、少なくとも、社会福祉を学ぶ学生たちだけでも正しく理解して欲しいと思い、大学の児童福祉の授業では、かなりの時間を割いて児童相談所の支援について説明をする。また、この学生は力とセンスがあり、児童福祉司に向いている、なってほしいと思った学生には、児童相談所での実習を強く薦める。その結果、学生たちの意識は劇的に変わるのである。皆が口々に言うのは、こんなに明るい現場だとは知らなかった、イメージが変わった、皆でチームを組んで子どもの養育を真剣に前向きに考えている機関だということが分かったということである。正しく現場の業務を知ると、180度イメージが変わるのである。

なぜ、今回児童相談所のことをこのコラムで取り上げたかというのと、それはスマイルネットが対応するケースの中には、少なからず児童相談所が関係するものがあるからである。親御さんの中には、児童相談所は自分とは無縁の場所であり、そこを案内されるのは心外と強い拒否感を示す方もいる。しかし、本当に必要ならば、薦めなければならないし、そのことによって子どもの権利が守られるのならば、そこはどんなに大変でも根気強く、わかりやすく児童相談所を理解してもらおうよう話し、薦めるべきであると思ふ。

これは、問題があったら全てを躊躇無く児童相談所へつなぐという意味では決してない。2004年の児童福祉法改正により、児童相談の第一義的対応は市町村の仕事となった。む

しろ子育ての悩みに関する相談対応などは、地域に密着した市町村の方が状況を把握しやすく、関係機関同士のネットワークも組みやすく、早期に対応しやすいといえるだろう。機関によって得意不得意があり、役割分担をすることによってチームワークが成り立つのである。相談に関わる我々は、それぞれの機関の役割を正しく理解し、そこと協働していくことが、ひいては子どもの最善の利益を保障することに繋がると信じている。

もちろん、連携・協働の前には、相談者の真意・真実をつかむことが何より大切である。相談をしてくる子どもの中には、身近な大人のひどい対応のことを訴えてきても、真意は虐待として訴えたいのではなく、誰かに聞いてもらい、自分を理解してもらいたいという願いの子どももいたりする。もちろん、本当に苦しんでいて、何とかしてもらいたい子どももいるわけで、正しく事実を把握することが、調査専門員として何より重要なことであるのは言うまでもない。その上で、その問題の原因が何かを正しくアセスメントし、それに対して適切に調査調整をしていくことが大切と考える。

今年度は担当ケースが少なく、自らのケースのことというよりも、我々相談に携わるものが気をつけたいことについて、原点に立ち返って述べさせていただいた。特に児童相談所については、職員たちの頑張りを目にするにつけ、どこかできちんと述べたいと思っていた。これからも子どもの最善の利益の尊重のために、関係機関と連携しながら努力していきたいと思う。

コロナ禍の学校訪問と対面での面談の意義

調査専門員 大竹 智

令和2（2020）年2月27日の首相の会見を受け、3月はじめから学校のあらゆる教育活動がストップした。そして、異例の外出自粛・臨時休校の長期化にともない、各学校では子どもたちへの家庭学習用のプリントを作成し、配布した。また、動画の配信、オンライン授業などを取り入れ、子どもの教育を受ける権利を保障することに努めてきた。

一方、卒業式、入学式、修学旅行、運動会など、子どもたちの今後の人生において、かけがえのない（楽しい思い出となる）多くの行事・イベントが中止、もしくは縮小して実施された。その後、登校が再開されても、感染防止策として給食時は会話をすることは禁止され、全員が黒板に向かった体制で静かに食べること（黙食）が求められた。休み時間も密になる遊びは禁止され、フィジカルディスタンスをとった遊びが求められた。子どもたちの学校生活の風景が、コロナ禍において一変した。

そして、コロナ禍での生活も一年が経過し、学校においてもコロナの感染予防対策を徹底しながら、コロナ前の日常を取り戻しつつある。

このような状況の中、子どもスマイルネットの面談は、マスク着用、手指消毒、机間の距離を取りながら、対面で行った。マスクで顔半分（口元）は見えないが、それでも子どもの姿勢や息遣い、保護者と顔を見合わせる様子、父母とのやり取り、時には父母間のやり取りを見聞きし、その関係性など見ること（知ること）ができる。そして面談を終えて、面談室を退室する時の親子の様子は、相談解決の成否を測るバロメーターにもなっている。

一方、学校訪問も廊下ですれ違う子どもたちや先生方の様子、そして校長室（面談室）に入ったときの雰囲気、これらを五感をとおして知ることには大変貴重な情報にもなっている。

る。さらに、今年度の学校訪問では、校長先生から「この場所から子ども（本児）のいるクラスが見え、子どもが授業中にベランダに出ている時は、すぐに教員が教室に行き、対応することができます」という発言も、現場を知ること、理解を深めることができる。コロナ禍にあって、改めて学校訪問と対面での面談と意義を感じた。最後に、毎年度のことはあるが、事務局の方々の電話での面談後のフォローが相談者の安心感や納得感につながっている。そして、委員の先生方の適切な判断により、迅速な対応ができています。この場を借りて、感謝申し上げたい。

「教職員による親身なかかわりの重要性」

調査専門員 中谷茂一

本委員会の活動を通して、教員の方々をはじめとして、子どもたちが日々接する大人の影響力について触れる機会が多い。最近読んだ本で、子どもたちの育ちと社会的公正の実現に関する社会資源としての教員の大きな可能性をあらためて感じさせる文献（志田未来著『社会の周縁を生きる子どもたち 家族規範が生み出す生きづらさに関する研究』（明石書店、2021年））があったのでその内容の一部を紹介しながら学校現場における子どもへのかかわりに関して考えてみたい。

本書は、学校現場に数年にわたる長期間の参与観察とヒアリングを実施することで現場の生の姿と生の声をとらえることに成功している。そのデータに基づいた知見から、一貫して生徒への支援策として学校が果たす役割が大きいことを指摘している。家族外部の人間で家族問題を相対化させる導き手として、教員は身近でかつ効力を発揮する高いポテンシャルをもった資源であることを示唆している。本書の研究者がフィールドワークから浮き彫りにした重要な知見の1つが、生きづらさを感じている生徒の状況に教員が家庭訪問や積極的な声かけをして、情緒的な面を含んで一歩踏み込んだケアをしていくことの効果である。これは、児童養護施設・里親などを利用している子どもたちの領域でも信頼関係の形成で見られるプロセスで、自分にとって信頼できる職員は「近くにいるとうるさいと思うけど、離れると会いたくなる」存在であると表現した子どもがいた。まさに家族関係で感じるものと重なる性質の感情を抱くことが心の安定につながるのであるが、本書でも生徒へのヒアリングでは「うるさいけど、気にかけてもらえてるっていうのが、安心感になっていると思う」との声が出ていた。

しかし、ハラスメントに関する意識が高まり、加害者にならないための防衛策として踏み込んだ発言やプライバシーに係わる話題を避ける傾向になっている社会的状況から、時として認識のズレが大きい「親身なかかわり」を教員側が躊躇する方向に作用する時代性は密な相互関係の構築を遠ざけるマイナス要因となっているかもしれない。また教員の労働時間の問題やハラスメントに関する注意喚起が急激に高まった状況で、踏み込んだ支援との兼ね合いは予想以上に難儀な時代になっているのではないだろうか。しかし、援助が必要な子どもほど、親身な関わりを求めていることもまた現実であることが生の声からうかがわれる。教職員の労働者としての存在と期待されている親身なかかわりとの両立は古くから新しいテーマといえる。

一方、本書は同じ家庭環境にある生徒たちがつながっていくことの大きな支援効果にも言及している。この点は福祉領域でも「自助グループ」としてその効果が以前から指摘さ

れており、日本でも SNS の普及もあって近年、施設・里親サービス利用者が立ち上げた相互扶助のグループも増えてきている。同じ家庭背景の仲間がつながっていける仕組みと集団を社会的に用意することが自己の境遇の相対化につながることを示されており、そうした当事者の良いつながりを促進するような関わりや情報提供も学校に期待される時代となってきたのではないだろうか。

近年、子ども、大人にかかわらず心の安定性を保つために、「居場所」がキーワードとなっている。子どもにかかわる専門職のみでなく社会全体が通りすがりの「昨日来て明日去る人」ではない存在として子どもたちと向き合うことで精神的な居場所を生み出すことができるのではないだろうか。相談ケースの全ての関係者と協力しながら子どもたちが安心できる居場所の確保と維持に微力ながら貢献できれば幸いである。

経験と知識

調査専門員 角尾美奈

調査専門員としての活動の中で、これまで様々な案件に関わってきた。相談者である子どもや保護者との面談や、学校の先生方、関係機関先の方々とお会いする機会は、現場でしか得られない貴重な経験として蓄積されてきた。また、知識においても、自分の専門である心理学だけでなく、福祉、教育、その他様々な領域について学ぶことを心掛け、セミナーに参加したり、児童発達支援センターを見学し職員の方々から教を頂くなど、役立つことは何でも吸収したいという気持ちでやってきた年月だった。

そうして身に着けてきた経験と知識は、調査調整活動に対し大きくプラスに働いてきたと確信できる。しかし反面、経験と知識が邪魔をする恐れを、今年度の活動の中で感じるがあった。新しく担当したケースが過去に担当したケースとよく似ていたため、同じようなやり方で解決まで進められるだろうとイメージしていたのである。勿論イメージ通りに行く訳はなく、類型化した見方をすることで大事な点を見落としてしまう危険性を強く感じさせられた。また、当事者である子ども自身に対しても、ステレオタイプの枠にはめた見方をしてはいないかと、自戒を込めて振り返る場面が折々にあった。物事を個別的に複雑に考えすぎること良くないけれど、一般化し過ぎることと同じくらい良くないだろう。これからも初心を忘れずに、経験と知識を良い方向に活かせるよう、謙虚な態度で1つ1つのケースに取り組んでいきたい。

今年度も、丁寧に案件を審議し道筋を示してくださった委員の先生方、細やかなサポートをくださった事務局のお二人、日々様々な相談に対応をいただいた電話相談員の方々の支えにより、調査調整活動を進めていくことができた。また、ご多忙な中、関係機関の方々に協力的なご対応を頂いた。この場を借りて心より感謝申し上げたい。

IV 委員会の開催及び審議の状況について

1 委員会の開催状況

委員会は、委員のほかに調査専門員も出席し、調査専門員が面接相談や調査・調整を行った事案について報告し、各事案について対応方針などを審議することを基本としている。令和3年度の委員会は、2か月に3回の開催を目安とし、計18回開催した。

委員会では、権利侵害の相談を受けて調査・調整に入った事案について審議を行うほか、まだ調査専門員の面接相談にはつなげていない電話相談についても、必要に応じて電話相談員や事務局から委員会へ報告し、委員からの助言を得て相談援助活動の一助としている。

2 委員会の審議状況

委員会での審議は、面接相談や学校などの関係先で調査・調整を実施した事案の状況について調査専門員が詳細に報告し、委員による質疑、意見交換を行い、委員会としての意思決定を行っている。

令和3年度の委員会では、新たに面接相談を実施した5件（表11参照）と前年度から継続した3件（表12参照）、合わせて8件の事案について、延べ35回（報告を含めると51回）の審議を行った。新規の1事案当たりの審議回数は、最多で延べ6回、平均は延べ4回であった。前年度から継続している事案の1事案当たりの審議回数は、最多で延べ11回、平均は延べ5回であった。

審議の結果、8件のうち6件が終結に至り、2件が翌年度への継続となった。終結となった6件の内訳は、前年度からの継続事案が3件、新規事案が3件であり、令和4年度へ継続する2件の内訳は新規事案が2件である。

表13 事案の処理状況

年度	前年度から継続	新規	合計	終結	次年度へ継続
R3	3	5	8	6 (継3、新3)	2 (新2)
R2	7	7	14	11 (継6、新5)	3 (継1、新2)

※ 「終結」、「次年度へ継続」の()内の「継」は前年度からの継続事案、「新」は当該年度の新規事案

コラム 委員から ひとこと

子どもの権利擁護（アドボカシー）のために

委員長 土屋佳子

子どもの権利擁護委員会に参加するようになって2年あまり。電話相談員の皆様、調査専門員の諸先生方、そして事務局の皆様が一丸となって、相談を寄せてくださる子どもたちや保護者の方々の思いに真摯に耳を傾け、寄り添うことから本委員会の活動はスタートします。コロナ禍においては、委員会の審議時間を短縮し、端的に意見を集約する必要にせまられたこともありました。無事に委員会を開催できましたことに、昨年引き続き、関係各位に心より感謝を申し上げたいと思います。

委員会での審議自体は、前述のとおり、限られた時間の中で行わなければならないこともありました。しかしそのような中でも、調査専門員の先生方は、子ども自身からの話を聴くことに多くの時間を割いていました。相談の当事者である子どもの要望（ニーズ）は何か、どんな思いで面接に臨んでいるのかなどに気を配りながら、丁寧で的確な聞き取りを実施して下さったことを、その報告から知ることができました。

子どもの思いや語られる内容を尊重し、関係者や機関（学齢期の子どもたちが相談の中心となるのがほとんどですので、とりわけ学校との関わりは欠かせないものとなります）とやりとりを行っていくそのプロセスこそ、本委員会の要といっても過言ではありません。私は様々なケースから、解決へと向かう道筋を学ばせていただきました。当たり前のことですが、ひとつとして同じものはなく、そのひとつひとつから、子どもの権利擁護（アドボカシー）のあり方について、多くの示唆を与えていただいております。

私自身の仕事であるスクールソーシャルワークの現場においても、子どものアドボカシーは必須です。とはいえ、それを行うのは並大抵のことではなく、スクールソーシャルワーカーが孤軍奮闘する場面もしばしば見受けられることを鑑みると、本委員会がいかに重要かを思い知らされるのです。先日も、「もし、子ども権利擁護委員会であったなら、どのように対応するだろうか」というケースに出くわし、その意を強くしたところです。おりしも、国において、子どもの権利擁護のしくみづくりに着手しており、埼玉県はリーディングケースでもあります。本委員会のあり方がモデルとなり、他地域に波及していくことを、期待しております。

そして私自身、より多くの子どもの声に耳を傾け、その代弁者となれるような活動を続けていきたいと、強く思っております。

信頼に応える

委員 尾崎啓子

子どもの権利擁護委員会委員を拝命して2年目を終えた今年度は、特に相談者の子どもたちの真摯な援助希求的態度が印象に残る事例が多かった。保護者と一緒に来談される小学生が、自分の気持ちやどうなってほしいかという解決への希望を、調査専門員の先生に精一杯の言葉で伝えようとする姿の報告を伺い、毎回身が引き締まる思いで委員会に臨んだ。聴き取りと学校など関係者への対応にご尽力いただいている調査専門員と事務局の皆さまには、心より感謝している。

援助希求的態度とは「問題や悩みを抱えて自分ひとりでは解決が難しいと感じたときに、誰かに相談したり助けを求めたりしようとする態度」を指す。自殺予防教育プログラムとの関連で、援助を求める力や態度の育成が推進されている(文部科学省「児童生徒の自殺対策について」令和4年2月24日)。

子どもがサポートを求めてきたら、周りの大人はそのSOSを受け止めて、問題となっている環境や状況の改善に積極的に取り組む必要がある。子どもの立場から考えてみると、勇気を出して「助けて」と言ったら、大人から話を丁寧に聴いてもらえて、改善へと関わってもらえたという経験そのものが、自分への自信や人への信頼につながるだろう。「自分には助けてもらう価値がある」「楽になったり幸せになってもいいんだ」という思いが持てるようになることはとても貴重である。子どもから安心して頼ってもらえるサポーターになれるよう、本委員会においても、持てる知識と知恵を活用することと知識と情報をバージョンアップすることをこれまで以上に意識するようになった。

保護者の方たちも、学校との対話を求めて一生懸命取り組まれている。しかし、ご自身が電話してくださる保護者は本委員会だけでなく何らかの機関につながっていかれるが、援助を求めない方やあきらめている様子の方などが一定数おられる可能性が、電話相談の報告からうかがえた。このようなご家族の周りにおいて、心配して電話で相談してくださる方の存在はありがたい。求められる助言や情報の提供を通して、当事者ではない相談者への援助も大切にしたい。

コロナ禍の生活は3年目となり少しずつ日常生活が戻ってきてはいるが、いじめ、不登校、虐待、貧困、ヤングケアラーの問題など、学校・家庭・地域で温かい見守りが必要な状況にいる子どもたちは少なくないだろう。折しも、今国会で「こども基本法案」が審議されている。この法案の第3条基本理念の一には、「全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けないようにすること」とされ、子どもの権利の保障が明記されている。子どもたちから託された信頼に応えて、安心して頼れる人として機能することが大切であると改めて心に刻み、調査専門員、電話相談員、事務局の方々と一緒に、活動していきたい。

スクールロイヤーについて

委員 大谷部雅典

私が埼玉県子どもの権利擁護委員会委員を拝命して1年が過ぎました。審議案件についてはいずれも複雑で難しい案件でしたが、調査専門員の先生方にとっても丁寧に対応していただき、また毎回詳細な報告をしていただきました。まずはこの場を借りて心から感謝申し上げたいと思います。

この一年で関わった案件の全てが学校での問題だったと思います。学校と弁護士との関わりとしては、スクールロイヤーというものがあります。スクールロイヤーとは、学校で発生する様々な問題について、法的観点から学校に対し継続的に助言を行う弁護士のことをいいます。

学校では、いじめ、不登校、体罰、事故様々な問題が発生します。子どもの問題行動の背景には、家族や友人関係、両親からの虐待、貧困問題など学校外に原因があることもあります。また、体罰や事故が起きたときには、保護者から強い要求やクレームを受けたりして、その対応に困るケースもあるかと思えます。

このような問題について、弁護士が子どもの最善の利益を念頭に置きつつ、教育等や福祉の視点を取り入れた法的助言をします。

スクールロイヤーのメリットとしては、次のような点が挙げられます。一つめは、問題発生の防止もしくは問題の複雑化を未然に防止することが可能となります。初期の段階から弁護士が関与することにより、子どもや教職員の様子やいじめや不登校の状況などを把握した上での対応が可能となり、またその対応について助言をすることによる問題の複雑化を防止できます。二つめは、社会的な要請に応えることができます。いじめの事案にかかる法律に沿った具体的な対応について指示することができ、またスクールロイヤーの存在により保護者に安心感を与え、また事案解決について納得を得られることもあります。三つめは、教職員等の負担が軽減できます。保護者の行き過ぎたクレームは、教職員のストレスになります。保護者に対する対応について法的助言をすることにより教職員の負担が軽減することができます。

ただ、スクールロイヤーは、あくまで学校側からの依頼により内部的に助言や指導を行います。学校側の代理人となる訳ではありません。それは、スクールロイヤーは子どもの最善の利益を念頭におきつつ活動するものであるからです。学校の代理人として対外的に対応することになれば、真に子どもの最善の利益を図ることが困難となってしまいます。

スクールロイヤーの制度は、すでいくつかの自治体で導入されているようですが、その制度の内容は、自治体ごとで異なるようです。ある自治体では、弁護士がスクールロイヤーとして教育委員会に所属し、担当者からの報告や相談に対し助言をしたりしているようですが、ある自治体では「学校巡回弁護士事業」という制度を設け、弁護士が学校を訪問して相談を受けているようです。

以上のとおり、導入には多くのメリットがあるスクールロイヤーですが、その制度内容については、弁護士の専門性を生かしつつ現場のニーズに応じた対応をとることができます。

今回は、スクールロイヤーについて、簡単に紹介（説明）させていただきました。

最後に、埼玉県子どもの権利擁護委員会の委員，調査専門員，電話相談員，事務局職員の皆様，今後ともよろしくお願いたします。

V 広報・啓発活動の状況について

1 広報カードの配布

子どもスマイルネットの電話相談について子供たちへ周知するため、広報カードを20万枚作成し、7月に県内全ての小学校・中学校・特別支援学校の小学4年生・6年生及び中学2年生へ配布を行った。配布後の時期には子供本人からの電話相談が増加していることから、学校での子供へのカードの配布が電話相談窓口を知ってもらうことに役立っていると考えられる。

2 チラシ・ポスターの配布

子どもの権利擁護委員会（子どもスマイルネット）について広く県民に周知するため、ヤングケアラーからの相談例示を追加したチラシを6万枚を作成し、県内全ての高校1年生に配布した。

3 その他の広報活動

子どもスマイルネットについて、県内各戸に配布している県の広報紙「彩の国だより」6,1月号に掲載した。

また、FM・NACK5（ラジオ）の「朝情報★埼玉」4,5,7,9,12,2月の放送及び県公式SNSの4,8月において、子どもスマイルネットへの相談を呼び掛けた。

さらには、市町村が発行する広報誌やガイドブック、リーフレット、民間団体が発行するミニコミ誌への掲載を働き掛けた。

VI 今後の委員会活動に向けて

1 委員会の目標と課題

埼玉県子どもの権利擁護委員会は、子供への権利侵害に関する相談に応じ、また具体的な申立てを受けて関係者・関係機関への調査・調整を行い、当該権利侵害からの簡易迅速な救済を図ることを活動の中心としている。また、当該権利侵害の救済に併せて、今後の予防措置も提案している。さらに、子供の権利擁護に関する普及・啓発も本委員会の職務の一つである。

本委員会は設立当初から、活動の目標と課題として次の3項を挙げ、具体的な事案への対応を中心に取り組んでいる。

(1) 子供の権利侵害案件の確実な解決を図ること。

そのために、調査・調整活動の充実と委員会への関係機関等の理解と協力を確保するべく、本委員会に対する信頼の維持に努めること。

(2) 子供の権利侵害を発生させない環境づくりに貢献すること。

そのために、委員会の活動状況を本書により公表し、現場における検討材料を提供すること。

(3) 子供の権利擁護を社会の共通認識としていくこと。

そのために、子供の権利を尊重し、権利侵害を許さない意識の普及・啓発を図ること。

2 令和3年度の審議案件の概要と今後の要検討事項

令和3年度に調査・調整・審議を行った案件は、前年度からの継続案件が3件、新規案件が5件、計8件であり、新規案件全てが学校における問題であった。

教職員の指導方法等が問題のケース、学校等側も対応に努めているものの子供の特性への理解と対応が必ずしも十分ではなかったケース、事実関係についての学校側と保護者側との認識の相違のために保護者側の学校等側への不満となったケース、などもあった。

一方、相談の当初は学校等への不満が高まっていたとしても、学校等側の取組の姿勢や努力が伝わることで不満が解消されていったケースもあった。

こうした状況を踏まえ、以下の3点を今後の要検討事項として挙げることにする。

(1) 子供の特性への理解と配慮

子供と教職員とがトラブルになったケースの中には、発達や情緒上の課題が見られる場合や、生育環境等を原因として様々な言動を示す子供もいる。教職員側がこのような子供の特性への理解と配慮が不十分のまま、通常の指導等による問題解決を試みた場合、改善効果を期待することは困難であり、学校等側と子供（保護者）側との認識の相違により、かえって信頼関係が損なわれる恐れもある。

子供と教職員とのトラブルにせよ、子供同士のトラブルにせよ、その子供の特性や背景への理解が不十分のまま、子供の言動を問題視し、一般的な指導等を強めるだけでは子供の問題行動の解決や改善につながらないことが多い。仮に、担任等による指導が適切ではないと学校等側が認知した場合には、管理職が個別具体的な事実関係を双方からの事情聴取等によって迅速に把握し、当該教職員に対する適切な指導や助言等により、不適切な指導態様を改善させることが必要であろう。

教職員だけではなく、スクールカウンセラーやさわやか相談員等の活用が、特性に応じた指導に効果的な場合もあり、適切な指導者の見極めも重要であろう。

(2) 事実関係の明確化と保護者への説明

学校等でのいじめや子供同士のトラブルについて、保護者と学校等との認識に相違が見られる場合が少なくない。このような場合、保護者は、学校等側が教職員をかばって事実を隠しているのではないか、又は、加害者側の言い分を鵜呑みにしているのではないか、対応が不公平ではないか、といった不信感を募らせることがある。

それを回避するためには、学校等側はできる限り早い段階で、被害者側及び加害者側双方の保護者に、学校等側の調査し把握した事実関係を開示して、学校等側の認識を明らかにすることが必要であろう。被害者側又は加害者側と学校等側との認識の相違を全て解消することは困難な場合が多いであろうが、学校等側はその認識を基礎付ける根拠を示しながら、丁寧に説明する姿勢を示すことが必要であろう。

さらに、被害者側の子供及び保護者に対し、加害者側の子供の特性や背景等を踏まえて現在どのような指導を行っているのか、今後どのように指導する予定であるかについて、必要な説明をすることが適当であろう。

また、加害者側の子供及び保護者に対しては、被害者側の子供の受けた心身の傷や不安の原因となった加害者の言動を具体的に特定し、何ゆえにそれが、悪意のない遊び、ふざけ、からかいを超えた加害行為となるのかを丁寧に説明することが再発防止に有効であろう。それは、その場限りの反省や謝罪にとどまらず、その後の指導を通じて子供の成長につながるものとする。

学校等側は被害者側にも加害者側にも振り回されることなく、毅然として、慎重な調査に基づく学校等側の事実認識を開示し、被害の救済と加害行為の再発防止のために取り組んでもらいたい。

(3) 管理職のリーダーシップによる学校におけるチーム対応

教職員はその経験や教育等方針に基づき子供の指導等に当たるが、教育等の場面においては、教職員と子供との間でトラブルが生じる場合がある。かかる場合には、管理職がリーダーシップを発揮し、教職員の指導方法について改善策を指導したことにより、事態が好転したケースがあった。

発生した問題に対しては、管理職、特に校長がリーダーシップを取り、対応方法を指導する、また、サポートチームを設けて関係教職員が連携を図って具体的な支援方法を確立させるなど、学校全体としての体制を作り取り組むことが解決のために効果的であろう。

また、子供たちへのスマートフォン等の急速な普及に伴い、SNS（ソーシャル・ネットワーク・サービス）を利用した外部からは見えにくい中でのいじめ等、子供同士の問題等が深刻化していることから、それらに対処するための態勢づくりに取り組むことが一層求められるところである。

3 今後の委員会活動に向けて

当委員会は、保護者や学校などの関係機関、言い換えれば大人から話を聴くだけでなく、子供の持つ事実認識と被害感情を確認するために、子供自身から可能な限り話を聴き、子供の意見や希望を踏まえる活動スタイルを採っている。このことは、子供の権利を擁護して最善の利益を図るためには、子供自身の声を聴くことが不可欠と考えているからであり、子供の感情やわがままに振り回されることを意味するものではない。

しかし、これは大変時間と労力を要することでもある。ケースによっては、「楽しい学校生活を送りたい」という子供の願いからかい離してしまい、学校等側を追及したいという保護者の思いが前面に出てしまうこともある。委員会では限られた人員と時間の中で個々のケースへの関わり方を模索しているが、子供の話を丁寧に聴くというスタイルを堅持しながら、面接相談、調査・調整活動の充実に今後も努めていきたい。

令和3年度に調査・調整活動を行ったケースの多くは学校に関わるものであったが、これ

まで学校以外の施設など、子供たちが生活・活動する場での権利侵害の訴えもあった。そのような場合においても、学校の場合と同様、子供の権利侵害の救済のための最善の方法を探索するとの視点で取り組んでいきたい。

当委員会への申立ては、おそらく各地で起きているトラブルの一部に過ぎず、各地で発生する類似のケースは、それぞれの現場で、それぞれの関係者により解決されていかなければならないものである。そのため、当委員会の活動状況を公表することによって、それぞれの現場での解決の一助となるよう、今後も取り組んでいきたい。

学校等の現場において、一人一人個性のある子供たちを相手に、様々なトラブルに出会いながら、教職員をはじめ多くの人々が努力や苦心を重ねている。しかし、問題を指摘せざるを得ない指導や子供への配慮に欠けた対応による権利侵害はなくなってはいない状況にある。このため、委員会は、申立事案から得た教訓を教育などの現場に還元していくことで、問題発生防止の一助としたい。

令和3年度の審議案件から垣間見られる教訓を挙げたが、これらはその年度のみに特有のものではない。個々の事案で現れ方は異なるが、毎年度、共通する課題が見て取れる。

なお、国においては、平成29年3月、いじめ防止対策推進法の附則による同法施行後3年の状況を踏まえ、いじめ防止基本方針の改定がなされた。同基本方針には、「学校の設置者として実施する施策」として、スクールソーシャルワーカー等の配置等のほか「人権擁護機関等との連携等の体制整備を図る」ことが新たに明記されたところである。同基本方針を参酌して本県、県内市町村及び各学校においても、それぞれ基本方針が改定されたところであり、今後、学校との連携が求められる人権擁護機関として当委員会の役割がますます高まるものと推察される。

このような中であって、条例により設置された当委員会の特長である第三者機関として、子供・保護者と学校等との当事者間の信頼関係が損なわれている事案などにおいて、教育・福祉分野にとらわれず、他の関係法令による機関にはない調整機能を生かしていくことは、現行法制度を補完・拡充するものとして極めて効果的なものとする。そのためには、今後も当委員会の機能を子供たちや保護者に一層広く普及啓発していくことが不可欠であると考えている。

当報告書により、学校等の現場において、子供の権利侵害を未然に防ぐとともに、子供の最善の利益を確保していただくことにつながれば幸いである。